

函館市立学校施設の開放に関する実施要領

(趣旨)

- 1 この要領は、函館市立学校の施設の開放に関する規則（昭和49年函館市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）に規定する学校開放事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放の日時)

- 2 学校施設の開放の日時は、次の時間区分のうち各学校が認める時間とする。

(1) 校庭開放

土曜日	午後 1時～午後4時
日曜日・祝日(春・夏・冬休み含む)	午前10時～午後1時
	午後 1時～午後4時

(2) 遊泳開放

夏休み期間中の土曜日	午後 1時～午後3時
夏休み期間中の日曜日・祝日	午前10時～正 午
	午後 1時～午後3時

(3) スポーツ開放 月曜日～土曜日（祝日を除く）

午後 6時～午後9時

(職員および事務所管)

- 3 学校開放に関わる職員および事務所管は、次のとおりとする。
 - (1) 校庭開放校およびスポーツ開放校には、学校開放主事1名を置くものとし、学校長の推薦により、当該開放校の教頭または教諭をもって充てるものとする。
 - (2) 遊泳開放校には、学校プール開放主事1名および学校プール開放主事補1名を置くものとし、学校長の推薦により、当該開放校の教頭または教諭をもって充てるものとする。
 - (3) 学校開放主事は、学校プール開放主事または学校プール開放主事補のいずれかを兼ねることができるものとする。
 - (4) 校庭開放校およびスポーツ開放校には、学校開放主事の推薦により学校開放管理指導員を置くものとし、校庭開放校については、PTA、町会役員、地域住民、教職員等から1名以上を充てるものとし、スポーツ開放校については、各使用団体の代表者および構成員の中から2名以上を充てるものとする。
 - (5) 事務の所管は、生涯学習部スポーツ振興課（以下「事務局」という。）が行うものとする。

(開放主事の職務)

- 4 学校開放主事、学校プール開放主事および学校プール開放主事補の職務は、次のとおりとする。

(1) 学校開放主事の職務

ア 校庭開放校の学校開放主事は、学校開放管理指導員の推薦および指揮監督、使用の受け、事務局との連絡調整、事業報告など関係書類の提出、その他施設開

放の運営と管理に関することを行うものとする。

イ スポーツ開放校の学校開放主事は、学校開放管理指導員の推薦および指揮監督、使用団体および事務局との連絡調整、事業報告など関係書類の提出、学校開放日誌の確認と管理、その他施設開放の運営と管理に関することを行うものとする。

(2) 学校プール開放主事の職務

ア 使用団体および事務局との連絡調整、事業報告など関係書類の提出、団体代表者の指揮監督、遊泳開放に必要な機械操作および管理、その他施設開放の運営と管理に関することを行うものとする。

イ 別紙「学校開放（遊泳開放）を利用する際の注意事項」に記載する施設使用上の禁止事項を、遵守させるよう指導するものとする。

ウ 施設の不備・損傷およびプールの汚損や降雨・寒冷等により遊泳開放ができないと判断される場合には、使用の中止を指導するものとする。

(3) 学校プール開放主事補の職務

ア 学校プール開放主事補は、学校プール開放主事を補佐するものとする。

(学校開放管理指導員の職務)

5 学校開放管理指導員の職務は、次のとおりとする。

(1) 開放施設使用者への指導

ア 開放施設内で飲食を行わないよう指導するものとする。

イ スポーツ開放においては、使用者の土足を禁じ、出入りについては指定された玄関を使用させ、開放施設以外へは立ち入らせないよう指導するものとする。

ウ スポーツ開放における子供連れの利用者には、事故の防止に十分留意するよう指導するものとする。

エ スポーツ開放においては、別紙「学校開放（スポーツ開放）を利用する際の注意事項」に記載する施設使用上の禁止事項を遵守させるよう指導するものとする。

(2) 施設の開錠および施錠等

ア 開放施設の出入口を開放開始時間までに開錠し、開放終了時間に合わせて施錠するものとする。

イ 施設の開錠から施錠までの間は、施設を離れることなく管理指導員としての職務を遂行するものとし、管理指導業務については交代することなく、1人の管理指導員が責任を持って行うものとする。

ウ スポーツ開放においては、午後9時までに使用者を施設外に退去させるものとする。

(3) 施設の清掃、用具の整理整頓等指導、管理保全

ア スポーツ開放においては、使用者に対し、開放終了時刻である午後9時までに清掃および使用器具の整理整頓を行うよう指導するものとする。

イ 前述の清掃および整理整頓の終了後は、点検を行うものとする。

ウ スポーツ開放においては、便所の汚れが目立つ場合には、使用者に対し清掃を行うよう指導するものとし、トイレトペーパーの予備に不足が生じた場合は、日誌により学校開放主事に報告するものとする。

(4) 火気の取り締まり等

ア 施設敷地内における使用者の喫煙を禁じるほか、火気の取り扱いおよび火器の持ち込みを行わないよう指導するものとする。

- イ 使用者の責任により施設や設備の破損等が発生した場合には、学校開放主事に報告するものとする。
- (5) 施設の安全点検等
- ア 施設の開放にあたり破損等による危険箇所を確認した場合には、使用者に通知するとともに、応急措置を行った上で学校開放主事または学校長に報告するものとする。
- イ その他、施設の安全上の理由から使用を中止した方がよいと判断した場合には、学校開放主事または学校長に連絡の上で指示を受けるものとする。
- (6) 災害時の対応
- ア 施設内において火災が発生した場合には、直ちに使用者を避難させ、消防署に通報するとともに適切な消火活動を行うものとする。
- イ 地震により施設内に損傷が生じた場合には、直ちに施設開放を中止するものとする。
- (7) 使用者の危険防止
- ア 使用者による危険行為を確認した場合には、改善を指導するものとする。
- イ スポーツ開放におけるバスケットボール利用については、ダンクシュートおよびリングにぶら下がる行為を禁ずるものとする。
- ウ スポーツ開放においては、体育館の壁を防護するため、次の行為を禁ずるものとする。
- ・サッカーでの使用において、壁に向かいボールを蹴る行為
 - ・テニスでの使用において、壁に向かいボールを打つ行為
 - ・ハンドボールでの使用において、壁に向かいボールを投げる行為
 - ・その他、体育館の壁を損傷させる行為
- (8) 学校開放日誌の記録および報告
- ア 学校開放の使用状況を日誌に記録し、報告するものとする。
- イ 緊急を要する報告事項については、学校開放主事または学校長に直接に連絡を行うものとする。
- (9) 校庭開放利用者名簿の記載等
- ア 校庭開放校の管理指導員は、使用者に対し、校庭開放利用者名簿への必要事項の記載について指導するものとする。

(開放施設使用団体および使用者の基準)

- 6 開放施設の使用許可を受けようとする団体は、次の基準を満たすものとする。
- (1) 校庭開放においては、保護者の付き添いがある児童・幼児であること。
- (2) 遊泳開放においては、児童および生徒の団体または函館市内に在住もしくは在勤する者の団体であって、成人の責任者が引率するものであること。
- (3) スポーツ開放においては、活動内容が、スポーツおよびレクリエーションの利用等で、スポーツ開放施設を使用するのにふさわしいものであること。
また、団体加入への門戸が広く一般に開放されていること。
- (4) スポーツ開放においては、函館市内に在住もしくは在勤している者10人以上で構成される社会人の団体で、他のスポーツ開放使用団体に登録した構成員を含まないこと。
- (児童および生徒は団体構成員として認めない。ただし、構成員である保護者の

責任により活動に帯同することを妨げないものとする。)

- (5) スポーツ開放においては、団体の組織および活動のために成人の代表者を置き、函館市内を中心にして継続的に活動を行うものであること。
- (6) スポーツ開放におけるフットサル利用団体にあつては、構成員の半数以上が、当該年度の日本サッカー協会選手登録者であるとともに、サッカーの審判資格を有する者が1名以上在籍し、かつスポーツ開放施設使用時に常駐すること。

(開放施設使用団体の代表者)

- 7 開放施設を使用する団体は、函館市内に在住または在勤する団体代表者1名を置き、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 学校開放主事または学校プール開放主事との連絡調整
 - (2) 施設使用時に発生した団体構成員の傷害に係る適切な対応
 - (3) 施設使用時における安全管理指導
 - (4) 開放施設に損害を与えた場合の原状復帰(賠償)

(スポーツ開放使用団体の登録)

- 8 スポーツ開放において開放施設を使用しようとする団体は、函館市立学校施設スポーツ開放使用団体登録申請書(第5号様式)、誓約書(第6号様式)、同意書(第7号様式)、スポーツ開放使用団体名簿(第8号様式)を事務局に提出の上で、団体登録申請を行うものとする。

(スポーツ開放施設使用団体登録証の発行)

- 9 事務局は、前条の申請があつたときは、第6条に規定する基準により団体を審査の上、これを承認したときは、函館市立学校施設スポーツ開放使用団体登録証(第9号様式。以下「団体登録証」という。)を交付するものとする。

(団体登録証の有効期間)

- 10 団体登録の有効期間は、発行年度の末日までとし、取り消すべき事由のない限り次年度への継続が可能なものとする。

(施設開放の使用許可申請)

- 11 開放施設の使用許可を受けようとする団体の代表者は、規則に定める函館市立学校施設遊泳開放許可申請書(第1号様式)または函館市立学校施設スポーツ開放許可申請書(第2号様式)を事務局に提出するものとし、スポーツ開放の申請団体においては、提出時に団体登録証を提示するものとする。

(許可書の発行)

- 12 前項の申請を受け、委員会が許可を認めた団体に対しては、規則に定める函館市立学校施設遊泳開放許可書(第3号様式)または函館市立学校施設スポーツ開放許可書(第4号様式)を発行するものとする。

(スポーツ開放の利用調整会議)

- 13 申請の後に使用を希望する施設の競合等が生じた場合、当該団体の代表者は、事務局

の設定する学校開放利用調整会議に出席し団体間での調整を行うものとする。

(代表者の変更)

- 14 使用許可を受けた団体の代表者に変更があったときは、すみやかに遊泳開放使用団体代表者変更届(第10号様式)またはスポーツ開放使用団体代表者変更届(第11号様式)を事務局に提出しなければならない。

(構成員の変更)

- 15 スポーツ開放において、登録団体の構成員に変更があったときは、すみやかにスポーツ開放使用団体名簿変更届(第12号様式)を事務局に提出しなければならない。

(許可の取消)

- 16 使用許可を受けた団体で、認められた目的以外に施設開放を利用し、または、別紙「学校開放(遊泳開放)を利用する際の注意事項」もしくは「学校開放(スポーツ開放)を利用する際の注意事項」を遵守せず、事務局の指導に対して改善が認められないと判断した場合には、規則第9条による許可の取り消しを行うものとし、函館市立学校施設遊泳開放許可取消し通知書(第13号様式)または函館市立学校施設スポーツ開放許可取消し通知書(第14号様式)を発行するものとする。

(団体登録の取消)

- 17 スポーツ開放の登録団体について、次の各号に該当すると認められる時は、団体の登録を取り消しするとともに、既に許可した使用についても取り消し、かつ当該年度内における再登録は認めないものとする。
- (1) 虚偽の申請により登録したとき。
 - (2) 利用の目的に反し、学校施設を使用したとき。
 - (3) その他、学校施設の運営に支障があるとき。

(校庭開放の利用)

- 18 校庭開放の利用を希望する者は、各開放校が事前に明示する開放日時において、各開放校へ申込みを行うものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。